

平成30年度第2回みやぎ食の安全安心推進会議議事録

日時:平成30年8月7日(火)

午後2時から午後4時まで

場所:県庁行政庁舎9階 第一会議室

1 開会

2 挨拶 (後藤環境生活部長)

3 議事

(1)会議の成立

16名の委員のうち11名が出席したことから、みやぎ食の安全安心推進条例第18条第2項の規定により、会議は成立しました。

出席委員

小金澤委員(会長), 西川委員(副会長), 熊谷委員(副会長),

星委員, 氏家(幸)委員,

加藤委員, 田澤委員, 馬場委員, 氏家(直)委員, 佐々木(仁)委員, 高橋委員

欠席委員

大友委員, 佐藤委員, 鈴木委員, 鎌田委員, 佐々木(圭)委員

(2)会議内容

〈 小金澤会長 〉

では、事務局からバトンタッチして進めていきたいと思えます。今日議事にありますように皆さんから寄せていただいた評価を通じて、平成29年度「食の安全安心の確保に関する基本的な計画(第3期)」に基づく施策の実施状況(案)に係る評価について協議していただきたいと思えます。

今日初めての方もいらっしゃると思えますがこの会議は、消費者及び事業者・生産者代表、学識経験者からそれぞれの立場の意見を聞くということで構成されています。委員同士で意見を交換し、それぞれの立場から貴重なご意見・評価等々出していただく、そういう場所にしていきたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

また、事務局からの評価の説明の後で、皆さん方が評価したことを踏まえて皆さんからの御意見をいただきますので、よろしくお願いいたします。

では、平成29年度「食の安全安心の確保に関する基本的な計画(第3期)」に基づく施策の実施状況(案)に係る評価について、事務局からご説明をお願いいたします。

〈 事務局 渡邊課長 〉

それでは、お手元の資料1, 2, 3, 4に基づきまして御説明させていただきたいと思えます。

まず、「平成29年度「食の安全安心の確保に関する基本的な計画(第3期)」に基づく施策の実施状況(案)に係る評価について」を、御説明いたします。

平成29年度の「施策の実施状況」につきましては、6月5日に開催をいたしました第1回推進会議で御説明をいたしまして、委員の皆様には施策の達成度について、小分類ごとに、「A:達成し

ている、B:概ね達成している、C:達成していない」の3段階評価をお願いしたところでございます。

皆様からいただきました評価表につきましては、会長に御報告いたしまして、会長には、皆様の評価を、「推進会議の評価」の案として、取りまとめていただいたところでございます。

本日は、その評価案について御審議いただきまして、「推進会議の評価」を決定していただきます。決定された「評価」につきましては、「施策の実施状況」に盛り込みまして、知事を本部長とする「宮城県食の安全安心対策本部」に諮りまして、9月定例県議会で報告して、公表する予定となっております。

「資料1」を御覧いただきたいと思えます。「資料1」は、「施策の実施状況」の概要版ということになります。表紙をめくっていただきますと、裏面の1ページは「みやぎ食の安全安心推進体制整備の経緯」、2ページは「食の安全安心の確保に関する基本的な計画(第3期)の概要」を記載しております。

続いて3ページは「施策体系」となっております、そして4ページからは「施策ごとの実施状況の概要」を記載しており、「1 安全で安心できる食品の供給の確保」の、「(1)生産及び供給体制の確立」の概要を記載しております。

5ページでございますが、「1 安全で安心できる食品の供給の確保」の、「(2)監視指導及び検査の徹底」の概要を記載しております。

6ページは、「2 食の安全安心に係る信頼関係の確立」の概要を記載しております。

7ページは、「3 食の安全安心を支える体制の整備」の概要を記載しております。

続いて8ページには「平成29年度における主な数値目標実績」を記載しております。

9ページでございますが、9ページにつきましてはこれから御審議いただきます「推進会議の評価」となっております。

本日、御審議いただきまして、「施策の実施状況」が確定しますと、以上のような体裁で概要版が作成されます。

続いて、「資料2」を御覧いただきたいと思えます。こちらは、前回の推進会議でも御説明しました、「施策の実施状況」でございます。内容については、ほぼ変わっておりませんが、各施策の関連事業の事業費につきましては、前回の推進会議のときは見込額で記載しておりましたが、本日お渡ししているものでは、確定した額に改めております。

56ページを御覧ください。こちらが会長に取りまとめたいただいた「推進会議の評価」の案ということでございます。

まず、「1 安全で安心できる食品の供給の確保」の、「(1)生産及び供給体制の確立」の「イ 生産者の取組への支援」につきましては、「B」評価となっております。みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度の周知は、むすび丸のイラスト入りにし、親しみやすくし、また、農薬の適正使用や牛のトレーサビリティシステムなどについては、ほぼ予定通り進められている。農業生産工程管理(GAP)等の普及拡大は、「宮城県GAP推進会議」を設置するなど取組を強化している。今後も、GLOBALG. A. P. も見据えながら、平成32年度の目標値達成に向けて、環境保全型農業取組面積とGAP導入団体数のさらなる増加を望む、という内容となっております。

「ロ 安全安心な農水産物生産環境づくり支援」につきましては、「A」評価となっております。カドミウム基準値超過米対策やカドミウム低吸収イネ品種の実証試験などが実施されており、家畜伝染病の発生予防が徹底されたため事故が減少した。高病原性鳥インフルエンザの防疫措置が

迅速に実施されたことは高く評価できるが、リスク管理が課題となった。下痢性・麻痺性貝毒とノロウイルスについても、十分な監視がされたことは評価できるが、貝毒の発生状況が従来と異なっており、被害が長引いていることから、海流や海水温の変化などの状況把握も含めて、検査の充実と対策が課題となる、という内容です。

「ハ 事業者に対する支援」につきましては、「A」か「B」か、どちらかという案となっております。AかBか、委員の皆様協議していただくこととなります。みやぎHACCPを活用したHACCP普及・啓発・理解が深まっていることは評価したい。HACCP研修会の参加人数は増加しているが、「みやぎHACCP認証件数」は増加しておらず、事業者の意識改革が不十分である。事業者への講習会での周知への取組は評価できるが、今後、認証事業者を増やすために、HACCP研修会（基礎研修）の開催数を、もっと増やしてほしい。地産地消推進店登録店舗数が、平成32年度目標値を超え、県産食材の消費拡大が図られたことは大きく評価できる、という内容でございます。

「ニ 震災等からの復興に向けた支援」につきましては、「A」評価ということでございます。放射能汚染に関わる震災からの復興支援が着実な成果を上げていることを評価する。放射性物質汚染廃棄物の試験焼却が始まったが、保管している各レベルの廃棄物への対応について、県と市町村との連携を深めて、慎重に進めてほしい。57ページになりますが、生産活動については、おおむね復興は完了したが、漁港復旧は75%の完成にとどまっており、早期の完成を期待する、という内容です。

続いて57ページの(2)でございます。「(2)監視指導及び検査の徹底」の「イ 生産段階における安全性の確保」につきましては、「A」評価となっております。立入検査や巡回指導、モニタリング調査によって、監視体制が徹底されていることが評価できる。しかし、肥料生産業者への立入検査などは、業者数が3～4%程度と少ない。立入検査は時間がかかるが強化が必要。宮城県産農産物の品質向上と安全の確立は、消費者からの信頼になり、選ばれる農産物となるので、立入検査等監視指導の徹底に努めていただきたい。定点モニタリング体制は評価できる、という内容でございます。

「ロ 流通・販売段階における安全性の確保」の評価につきましては、「A」評価となっております。安全性を確保するための食品営業施設の監視指導・検査体制の徹底については、講習会やパンフレットの配布なども含めて、実績が評価できる。体制の整備が進み、検査への理解も深まっている。米のトレーサビリティでは、71件の指導があったので、さらに立入検査等監視指導の強化を望む、という内容となっております。

「ハ 食品表示の適正化の推進」につきましては、「B」評価となっております。食品表示法、食品の機能性表示、栄養成分表示の義務化等が運用される中で、監視指導が今以上に必要となっている。今後、食品表示に関する研修会や食品表示ウォッチャーの能力向上のための研修制度等の充実が課題となる。「食の110番」の相談件数が平成27年度に比べて減っている。食関連の事故が少なかったことや放射能汚染の心配の低下などが要因と思われるが、食の安全への関心薄れも懸念される。食品表示法の猶予期間は残り2年を切り、事業者への周知と指導強化が必要となっている。特に、食物アレルギーは命に関わる表示なので、重要性を認識し、さらなる徹底が必要、という内容でございます。

「ニ 食品の放射性物質検査の継続」につきましては、「A」評価ということでございます。数値目標はすべて達成しており、放射性物質検査の徹底と検査結果の情報公開が適正に実施されている。学校給食等の検査も、必要性に疑問が出るくらい検出されていないが、安心のためには、もう

少し継続する必要があり、保育所における検査の実施、検査の結果の公開は、子育て支援の一助にもなると感じる。モニターアンケート結果からも県民の不安感が残っており、検査は継続すべきである、という内容でございます。

58ページでございます。「2 食の安全安心に係る信頼関係の確立」の、「(1)情報共有及び相互理解の促進」です。「イ 情報の収集、分析及び公開」につきましては、「A」評価となっております。消費者モニターの意識調査の結果では、まだまだ放射能汚染についての不安感がうかがえる。検査結果では、精密・簡易が混在し、食品間に検査実施の差が生じているような誤解を招いている。安全で安心であることを伝えることを優先に考えて、県が実施した検査結果だけに固執しないわかりやすさが重要。県ホームページのモニターだよりのコーナーを案内するような記事を掲載してほしい。食材王国みやぎウェブサイトは、将来の考える消費者を育むためにも役立つ内容の充実が期待される。また、国際化が進む中で、多言語に対応したデジタルブックの充実を期待したい、という内容でございます。

「ロ 生産者・事業者及び消費者との相互理解の促進」につきましては、「B」評価ということになっております。消費者モニターの「県からの情報提供に関する満足度」が増加はしているものの、伸び悩んでいるので、今後、原因と対策を明らかにしたい。学校給食の地場野菜等の利用も伸びていない状況である。給食センターが増加する中、一次加工品の使用が増加しているためである。地場産物関連の食育活動を進めてほしい。「みやぎ水産の日」の認知度も伸び悩んでいる。家族で魚食を考えるきっかけができるイベントの工夫が必要。県からの情報提供が十分・おおむね十分と感じる消費者モニターの割合が50%を超えるように、さらに普及啓発の推進が望まれる、という内容でございます。

「ハ 放射性物質に関する情報の共有と相互理解の促進」につきましては、「A」評価ということでございます。放射性物質に対する正しい知識の普及を目指した「食の安全安心セミナー」では、消費者団体も交えた意見交換もあり、理解・促進が図られたことは評価できる。能動的な消費者を育むためにも、今後も学習の機会の充実を期待したい。アクセス件数が大幅減少しても、まだまだ関心と不安は高いので、今後も、放射性物質検査の継続が必要であり、サイト内の情報のわかりやすさの工夫が大切である。検査結果の数値の推移グラフはわかりやすい、という内容でございます。

次に、「(2)県民参加」の「イ 県民総参加運動の展開」につきましては、「A」評価となっております。消費者モニターの活動、食の安全安心取組宣言事業者数、食の安全安心に関する講習会参加者数などが多くなっていることなどが評価できる。消費者モニターの年代には偏りが生じているので、他に20歳代から40歳代の意見や意識を取り上げる工夫が必要。消費者モニターアンケートの調査結果を施策に反映してほしい。「モニターだより」を一方通行ではなく、モニターの意向も理解できるような双方向的な紙面づくりの工夫が課題となっている。消費者モニターは、それぞれのコミュニティを持っているので、モニター自身が食や食の安全性について「気づき」「知る」から自発的に学び、それぞれのコミュニティで伝える存在となれるような継続的な学習機会と啓発活動の推進を期待したい、という内容でございます。

59ページですが、「ロ 県民の意見の食の安全安心の確保に関する施策への反映」につきましては、「B」評価となっております。消費者モニター新規登録者に30歳以下の若年層が増えたことは評価できる。モニターアンケートの回収率をもう少し上げられるとよい。正しい知識や状況の把握で安心してもらうためには、様々な年代へのアピールを実施していく必要がある。消費者モニタ

一のアンケート回収率として50.7%はやや低い。地方懇談会の開催も目標値を達成しており評価できる、という内容でございます。

続きまして、「3 食の安全安心を支える体制の整備」につきましては、いずれも「A」評価ということでございます。食の安全安心を支える体制が着実に整備され、食の安全安心に確実な効果が得られていると評価する。県民にとって、食の安全安心は大切に、農産物や水産物等、すべての業界の人や行政の方々といっしょに、みやぎの食の安全安心の推進が必要となっている。また、若い世代の方が一人でも多くモニターになられ、食の安全安心について考える機会を増やしたい。貝毒を発生させるプランクトンを減少させるための研究が急務となっている。食品衛生関連の質問をするときに、機関ごとに返答が違うことがある。現場には、統一した回答を出してもらえると安心感が増す、といった内容となっています。

以上が、「推進会議の評価」の案でございます。

続きまして、「資料3」を御覧いただきたいと思えます。資料3でございますが、こちらの資料では評価ごとの委員の人数を記載しているところでございます。大分類1の(1)「ハ 事業者に対する支援」の評価につきましては、先ほども若干申し上げましたが、A評価、B評価、それぞれ8人と同数になっておりますので、AとBを併記しております。

次に、「資料4」を御覧いただきたいと思えます。こちらの資料につきましては、委員の皆様から頂戴しました御意見に対する県の考え方を記載をしております。時間の関係もございますので、かいつまんで御説明しますと、まず施策番号1の「環境保全型農業」につきましては、1段目、ブランドイメージの強化や目標値、下から2段目、首都圏へのPRについて検討し、施策を推進してまいります。次に、一番下の段、施策番号2「GAPの普及拡大」につきましては、GLOBALG. A. P. の取得者拡大も含め、施策を推進してまいります。

2ページの3段目では、GAPの指導員の育成や研修会等の開催、消費者と生産者の相互理解の促進に努めてまいります。

次に3ページを御覧いただきたいと思えます。一番下の段になりますが、施策番号7の「貝毒・生かきノロウイルス対策」につきましては、貝毒プランクトン調査と毒化の予測、これに連動した貝毒検査などに取り組んでまいります。

4ページの上の段になりますが、ホタテガイの貝毒に関しましては、「ホタテガイ取扱及び処理加工要領」を6月に改定したところであります。今後とも、生産者や加工業者の生産・経営の安定化に向けた取組を支援してまいります。

5ページを御覧いただきたいと思えます。施策番号8の「HACCP」につきましては、1段目にございますように、より参加しやすい研修会の開催や保健所による相談対応の充実に努めてまいります。みやぎHACCPにつきましても、3段目にございます。導入への足がかりとしても活用いただけるよう、引き続き普及推進してまいります。4段目、研修会に参加できない事業者につきましては、動画や手引書を活用してまいります。一番下の段になりますが、消費者に対しましては、みやぎ出前講座やイベント、モニターだよりなどの機会を捉えまして、理解を深めていただくよう努めてまいります。

6ページをお開き願います。下の方で、施策番号10の「営農対策支援」につきましては、試験焼却が円滑かつ安全に行われるよう関係市町村等の取組を支援してまいります。また、放射性物質検査につきましては、県民の意識や他県の状況等を踏まえながら実施してまいります。

7ページを御覧ください。上から2段目、施策番号12の「特用林産物の生産再開への支援」に

つきましては、原木しいたけ生産者への支援を継続するほか、原木しいたけのPRにも取り組んでまいります。次に、中ほどの段になりますが、施策番号14の「肥料・飼料の検査・指導」につきましては、肥料生産業者への立入検査の増を検討してまいります。

9ページをお願いします。下から4段目、施策番号21の「食品表示の監視指導」につきましては、事業所に出向いた説明や事業者からの相談に対する対応など、御指摘にありました事業者への周知と指導に努めてまいります。また、下から3段目でございます、食物アレルギーの表示を含む衛生事項の監視指導でございます。重要さを認識し、さらに徹底してほしいという御指摘ではございますが、重要さは認識しているつもりではございますが、こういった衛生指導につきましては、実はこれについては施策17の方で、食品営業施設の監視指導というところに記載している部分がございます。その中において、実はその監視指導件数としては21,022件程やっているということで、そういった監視指導の中で、あわせて実施しているところがございます。また施策の18においては食品収去検査についても記載をしているところがございます。その中においてもアレルギー物質の検査といったものも継続して実施しているところがございます。今後とも、食品衛生監視指導計画に基づきまして、監視指導・食品検査等を徹底するとともに、食品衛生責任者に対する講習会などの機会においても適切な表示について周知徹底してまいりたいと思います。次に、下の方になりますが、「食品表示ウォッチャー」の能力向上につきましては、御意見を踏まえまして、研修内容を、わかりやすく新制度にも対応したものに向上させるほか、ウォッチャーからの問合せに対する回答や「食品表示ウォッチャーだより」により、効果的な調査になるよう努めてまいります。

10ページをお願いいたします。1番上の段、施策番号24の「農林水産畜産物等の検査」に関連しまして、不安の解消に関する施策の内容につきましては、施策の32で記載しております県産農林水産物のPRを実施しているところがございます。また、放射性物質検査の結果につきましては、記者発表も行っておりまして、新聞にも掲載されているところがございます。引き続き、放射性物質検査の結果を公表し、県民の不安払拭に努めてまいります。

11ページを御覧いただきたいと思います。下から3段目、施策番号27の「県民の意向の把握、分かりやすい情報の迅速な提供」に関しましては、県が実施した放射性物質検査結果だけに固執しない分かりやすいものに至急変更してほしいとの御指摘でございます。これにつきまして検討させていただきます。次に、下から2段目ですね、「県ホームページのモニターだよりのコーナーを案内するような記事を掲載してはどうか」との御提案でございます。これについても検討させていただきます。また、モニターだよりにつきましては県からの情報の一方通行だという御指摘でございます、モニターだよりに関する御感想などをお寄せいただけるよう工夫してまいりたいと考えております。次に、一番下の段でございます、「食材王国みやぎウェブサイト」につきましては、御意見を踏まえまして、コンテンツの充実と若年層に向けた情報発信に努めてまいります。

次に12ページをお願いいたします。上から4段目以下になりますが、施策番号29の「消費者と生産者・事業者との相互理解の推進」につきましては、御指摘のありました「県からの情報提供に関する満足度」が伸び悩んでいるという、これについて原因と対策について検討してまいりたいと考えております。また、下から3段目ということになりますが、御指摘のございました「学校給食での地場野菜等の利用品目割合」につきましては、加工・業務用野菜園芸産地の拡大を進める中で給食センター化に対応するとともに、地産地消に向けた優れた取組の情報を共有することで利用拡大を目指してまいります。

13ページを御覧いただきたいと思います。上から2段目、施策番号30の「関係団体等との連携・協働の推進」につきましては、インターネットによる動画配信や子育て世代を対象とした料理教室の開催、保育園等への出前講座など、県産水産物の需要拡大に向け、御意見を踏まえまして、取り組んでまいります。次に、上から3段目以下になりますが、施策番号31の「食育の推進」につきましては、引き続き、食育コーディネーター、応援団の活動に、安全安心のテーマを取り入れていくよう進めてまいります。また、様々な手法を用いながら食の大切さを県民に伝える活動を行ってまいります。それから、一番下の段ですが、御指摘のありました地場産物関連の食育活動につきましては、野菜の収穫体験、小学校での料理講習会や出前授業の食育講座などの取組を通じて、県産野菜等への関心と理解を深めてまいります。

15ページをお願いいたします。上から3段目以下になりますが、施策番号35の「県民が参加する消費者モニター制度の推進」につきましては、御指摘のありました20歳代から40歳代の意見や意識の把握について検討してまいります。また、今後とも学習機会を提供してまいりたいと考えております。

16ページをお開き願います。上から4段目以下ということでございますが、施策番号38の「県民の意見の把握」につきましては、引き続き消費者モニターなどへの参加を幅広い年齢層に呼びかけるとともに、モニターアンケートの回答を促してまいります。

17ページを御覧いただきたいと思います。中ほどにございます、施策番号44の「国、都道府県、市町村、関係団体等との連携」に関しまして、食品衛生関連の質問をしたときに、機関ごとに返答が違うことがあるという御指摘でございます。これについては定期的開催している保健所担当者会議などで対応事例として情報共有いたしまして、統一した見解となるよう努めてまいりたいと考えております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

〈 小金澤会長 〉

はい、どうもありがとうございました。

私の評価、皆さんからの御意見の前に、今御報告のあった資料4の部分については、県の方で皆さん方のコメントについて丁寧な御回答をしていただきましたが、御質問があればすぐ確認させていただいてよろしいですか。では、皆さんの中で自分の質問等々でコメントしたことについての県からの考え方が出されています。今報告がありましたこの件について、質問がもしおありであれば、手を挙げていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

〈 加藤委員 〉

資料4の10ページの施策24で私が出した件に対する、宮城県からいただきました考え方に関してなのですが、私が言いたかったのは、特に消費者モニターになられている方は食に関心があり、正しく理解していこうとする前向きな方々だと思われるのですが、そういう方々であっても食品中の放射性物質で気にしていることの1位が、人体への影響だというのが、宮城県の人として、非常に問題視すべきじゃないのかと思うのです。

韓国はこの間ずっと放射性物質の関係でホヤの輸入を全面的に止めているわけですから、特に宮城県の方は改めて放射性物質について、理解を示していく方向であってほしいという、個人的な希望です。魚介類への不安が特に多いのですが、これに対する県の考え方として、迅速な

お知らせということが、果たして不安の払拭に値するのか、私は理解ができません。迅速な数値を出したから安心というのは、消費者の理解はそういうことではないと思います。この数値はどうかを意味し、人体へはさほど問題はないというような、踏み込んだ情報の提供じゃないと。

もう震災から7年5か月も経つのに、人体への影響を心配しているというのは、特にモニターの方々は、高齢の方が多く、私個人としては、お若い方が心配するのは理解できるのですが、年齢が高い方が人体への影響を心配されているということが、理解が進んでいないと受け止めました。県の考え方として、ただ数値を迅速に公表すればいいといった考え方が理解できず、この考え方に基づいていくと、人体への影響の不安が無くなるのかなという、疑問がぬぐえないでいるのが正直なところです。

〈 小金澤会長 〉

はいどうぞ。お願いします。

〈 食産業振興課 橋本部副参事 〉

御意見ありがとうございました。この回答はうちの課の方で調整をいたしました。その際に、今加藤委員から御指摘のあった、これは、2つの質問だと考えてしまっておりまして、前段の部分は魚介類についてまだ不安がある、その不安解消をどうすればいいかについて、県としてはみやぎ水産の日等PRを活用しながら、県民の皆様にも、水産物の不安については、きちんと検査もしていますし、大丈夫ですよというようなお話を前段で書かせていただいて、後段は、ホームページ等での公表に対しての回答として、ホームページの他、記者発表し、新聞等にも掲載をして、県民の方々に広く結果をお知らせしていますと、2つに分けて書いてしまっておりまして。今委員から御指摘のあった、人体への影響に対しては迅速に発表すれば良いという意図ではなく、前段の人体への影響特に魚介類については、魚介類も安心ですよという取組でお答えをしようと、こういった回答にしておりましたところでした。

〈 小金澤会長 〉

よろしいですか。では補足で。

〈 食と暮らしの安全推進課 渡邊課長 〉

加藤委員から前回は水産物に対する誤解があるのではないかという御意見をいただいております。モニターだよりにおいて、そういった広報等必要ではないかと御意見も頂戴したところでございます。これについても同じだと思います。消費者モニターさんには、これまでもセミナー等開催いたしまして、その正しい知識の普及なりをしつつ、やってきたつもりではございますが、なかなか数値が下がらないということが現実ということでございますので、今後もモニターだより等使うことと、またセミナーにおいても、正しい知識を普及させていくということを継続していくということで考えております。

〈 小金澤会長 〉

よろしいでしょうか。その他ありませんでしょうか。

〈 氏家幸子委員 〉

今加藤さんからお話があったのと、同じようなことになるかもしれないですが、表の見せ方が、わかりにくいというそんな感じがして、魚介の検査項目が、いかにもやっていないみたいに見えてしまうというところも、不安の一因かと思います。県でやっているか他団体でやっているかというようなこともあると思いますが、まず安心していただくという目的の方を優先に、考えていただいて、安心な数字の見せ方とか、検査がどういう所でやっているのかということも、ちょっと見ただけでわかるような、そういった見せ方を工夫していただくことは、安心感を持っていただくには役立つかなと思います。うちの大学でもモニターと同じようなアンケートを取らせていただいたんですが、やはり不安なトップとして、魚介類とあがってきていますので、海はつながっていることへの不安だと思いますが、そういうところで、ぜひ今後工夫をしていただけたらと思います。よろしくお願いします。

〈 小金澤会長 〉

はい、どうもありがとうございました。その他ありますでしょうか。

今のところでいくと、水産物は放射能についての議論ですが、水産物全般として、貝毒の問題とかそういう問題で特に水産関係の問題は色々あるので、そういう問題と消費者の場合は、重なるんですね。単に、放射能だから人体に、ではなく、水産物はちょっといろいろあるといった話に、だんだん持って行かれてしまうというのが、矢継ぎ早にそういう問題が出た時期がありますので、そういうことも影響しているのかなという気がいたします。

その他ありませんでしょうか。よろしいですか。

はい、一応丁寧に県の方からコメントがありましたし、その上での評価ということですが、私の方で皆さんから出された評価を、読んでいただいてわかりますように、切った貼ったを繰り返しながら、皆さんの意見を加味しながら、評価になるようにと、先ほど御紹介いただいた資料2の56ページから57ページ、58ページ、59ページという形で、評価をまとめさせていただきました。

ただやはり、全体のバランスを取りながら書いたもので、もっと強調しないといけないところがいくつか残っているので、追加の補足説明をさせていただきたいと思います。

特にB評価のところがいぶ減って、Aが増えてきた。中でもやはり今議論のありました、生産者への取組の問題とか、表示の問題とかそういうところにBがついている。

あとで皆さんと確認しますが、1のハのところの施策の達成度でABとなり、8対8のものが出ていますので、その辺り評価しますが、表示の問題とか生産者の取組が若干まだ進んでいないところがある。例えばみやぎの環境にやさしい農産物認証等々含めた、環境保全型農業についてもだいぶ進んできてはいるのですが、数字的にいえば環境保全型の面積でいうと後退してしまっています。これは何かというと、やはり環境問題に取り組んでいく意識の問題ではなくて、農業を取り巻く生産者の高齢化の問題が非常に大きくて、結局環境保全型農業に取り組んでいた家族農業の方々が、皆生産法人の方に農地を預けていく方向に動いています。

そうすると生産法人が環境保全型農業でやりきれるかということ、そこがまだ十分やりきれない状況にあると、結局面積が減っていくという悪循環がそろそろ始まってきています。そういうところに関する対策を考えないといけないですが、ここは一応食の安全安心なので、農業生産そのものや生産構造そのものを議論する場所ではないので、ある程度このくらいに抑えてはいますけれども、そういうことが後ろに隠れているということは言います。

それからGAPについては、まだGAPでやれるかやれないかというところで、生産者自身がまだ

GAPをとって輸出をすとか、難しいと思いますが、輸出の場合でも、そこまでやる生産者がどこまでいるのかという点でいえば、そこが増えない限りGAPの申請が出てきませんから、その辺りも踊り場状態にあるというところだと思います。

それからやはりHACCPを含めた講習会の問題についても、一所懸命県が講習会をやるという努力をしていらっしゃると思いますが、ここもやはり生産者の意識がここで投資をしていくっていう、今の動きが鈍くなっているのですが、HACCPが制度化されましたので、これから動きがどんどん出てくるだろうと思います。そういう意味では良いのですが、それをどうやってHACCPの方に興味を持たせるかということが、今後の課題だろうと思います。

それからモニターさんの問題を含めて、食品表示の問題については、表示の問題に対しての関心が非常に高いですが、ここは前からの議論になっていますが、食品表示がわかりにくいというものがある、それをどうやってこう理解させていくのかというところがこれからの課題です。特にこれから食品表示法も変わっていきますので、来年以降はこの部分をどういうふうに評価していくのかということも今後考えなくてはいけないと思いますし、評価だけでなく、評価に基づいてどこに重点を置くのかというところで、特に表示の問題については今後の課題になっていくだろうと思います。

それから、2の食の安全安心に関わる信頼関係の確立の中で、情報共有及び相互理解の促進の口の部分で、生産者・事業者及び消費者、相互理解の促進というところが、皆さん方の評価からすると、あまり高くない評価が出ていますので、今後の課題として、生産者と消費者とのつながりというところを、どう行政の中で生かしていくのか、それが課題になってきている。点数的にも低い数値が出てくるので、ここの工夫をどうやっていくのか、今お答えしていただいた水産の日とか色々な取組を一所懸命やられているのですが、十分伝わっていかないといった点は、先ほど委員の方から意見が出ました見せ方の問題とか、情報の発信の中身をどのくらい丁寧にするのかといったことが、今後の課題になるだろうと思います。

それから、県民参加の問題に関しては、県民の関心を高めていくために、モニター制度が非常に重要な役割を果たしているということがあります。今回の議事の中で、先日第9期の公募委員の選定のために委員長・副委員長、事務方も含めて、審査をいたしました。

公募された方々、20人くらいでしたか、モニターの経験者がずらっと来るわけで、その意味でもこういう食の安全安心の取組をしているというところで、モニターさんが非常に大きな役割を果たしている。しかし残念ながら公募された方の年齢構成は本当に1人、2人を除いて皆50歳以上・60歳以上の方が多く現状にあって、先ほど氏家委員の方からも出された学生さんたちも含めて、どのくらい県民が関心を持っているのかというときに、モニター制度だけではなくて、若い人たちにも意見を聞くような仕組みを考えていかないと難しいと。

これだけ宮城大学や尚絅の大学の先生方もいらっしゃるわけですから、この大学の学生さんに、アンケートと同じ内容でどのくらい関心を持っていたり、知識を持っているのかということ、参考値でいいと思うのですが、そうしないと残念ながらアンケートの中身がどうしても偏ってしまうという問題をずっと引きずってしまいますので、その辺りの知恵を図っていくことが大事だと思います。

以上私の方から皆さんの意見をとりまとめながら感じたことで、少しその背景にあることをいくつか御指摘して、私のいわゆる追加・補足説明を終わらせていただきたいと思います。

これからは評価をしていただいた方々からそれぞれ、半時計回りで西川さんの方から回ってい

くかたちで、皆さんの御意見を出していただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

〈 加藤委員 〉

ABの評価についてはこのままでよろしいのでしょうか。

〈 小金澤会長 〉

この件につきましてはどういたしましょうか。

〈 加藤委員 〉

8対8ということでABとなっているのですが、資料4の施策8・9のところの各委員の方の意見提言とか、小金澤会長が作成していただいたまとめを見ると、評価が良い方に捉えられる印象を持ちます。よろしくないという意見ではないような、叱咤激励のような、これから頑張りなさいといった意見の方が良いという委員の中にもあるのではないかと思いますので、私もBにしたような気がするのですが、小金澤会長が言ったように、これから食品衛生法が改正され、施行されていくにあたってHACCPがもう最低限自主管理みたいな方向にいくとなれば、変わってくると思うのですが、現段階ではおおむね良い方向になっていますという感じで、私は読みました。参考意見になっているかわからないのですが、Aでもいいのかなと個人的には感じました。以上です。

〈 小金澤会長 〉

はい、どうもありがとうございました。内容的には、確かに拮抗はしているのですが、Bを付けた方がAに1人でも移動していただければ、9対7という点数になってほぼA評価、今までと同じようにされているのを御確認いただければ大丈夫だとは思いますが、誰がBかという資料はあるのですが、それはBを付けた方は、約1名分だけ動かしてかえすことはできませんので、9対7くらいの数値にしたいと思いますがよろしいでしょうか。これは数としてABという形で中途半端に残ってしまいますので、Aにさせていただいてよろしければ、前に進めさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。

では先ほどの、各自の評価の感想を含めてお願いいたします。

〈 西川委員 〉

私の方から、今御説明いただいた部分を含めて納得しているのですが、1点だけ、学校給食のところの県の考え方が出ていますが、私にも「努めます」ということで御意見を書いていただいているのですが、具体的な施策がちょっと見えなくて、もう少しこういうことやってみようとか御紹介とか、お伺いできればと思っているのですが、いかがでしょうか。なかなか難しいところもあると思うのですが、センター化しているので、現場としては価格の問題もあつたり、ロットやサイズの問題もあつたりするのだと思うのですが、県として打ち出している以上、もう少しお聞かせいただけると助かります。

〈 園芸振興室 高澤部副参事 〉

御指摘ありがとうございます。このように、今まで御指摘いただいたとおり、学校給食につきましては、センター化が進んできているということと、限られた予算の中で収めなくてはいけないという

ことがあって、これまでもモデル的なケースとして、一次加工を施して提供するような実験事業的なものを行っているのですが、その中でも県産の特徴的な品目、一般的にはじゃがいもやにんじん、そのようなものは、大規模に北海道から送られてくるということがありますので、宮城県産の特徴的な野菜で葉物の雪菜とか、ほうれん草とか、できる物からひとつずつ一次加工品なども作りつつ、現場での取組を少しずつやっつけていこうかと。この内容をとりまとめながら、情報の提供を学校給食関係者に提供していきたいと考えております。まだまだ取組に足りないところではあると思いますが、御意見をいただきながらよりよい取組になるよう、努めてまいりたいと思います。

〈 西川委員 〉

個人的な意見なのですが、常に担当されている栄養士の方が、お伺いになっている部分と、多分予算を持っているのが教育委員会でしょうか、その部分の乖離があるのをよく聞くので、意見とすりあわせすることもやっぱり大事だと思うので、現場の意見もなるべく聞いていただいて、市町村によってはうまくやっているところもあるようです。ですので、その地域に住む方々・JA関係者の方々含めて、地域での取扱いのやり方をもう少し工夫できないかと思って、ぜひお願いしたいと思います。

〈 星委員 〉

私は、特にあの問題はないと感じてはいるのですが、第1回と同じように消費者モニターの方たちの年齢層が今回、若干30歳以下の方たちが増えたということで、若返りが進んでいるということですが、もう少し年齢を低下できるような工夫というのは何かとれないものかなと。それと併せてモニターアンケートの回収率というのも、半分ということなのですが、もう少し上がるとデータとして利用性・活用性が上がるのではないかと感じました。その辺の工夫をしていただければと思います。以上です。

〈 氏家(幸)委員 〉

いくつかあるのですが、まず1つはHACCPとかいろんな制度が、きちんと整備されていくことで、そういうことに乗った形で安全安心が守られていくというシステム自体はすごくいいと思うのですが、そちらに乗ってがんばっただけでいこうと思っている人と、とてもついていけない人と、格差が出てくるのがちょっと心配な感じがします。もっと拡げて輸出しようとかいろいろなことを考えている人たちは、積極的にどんどんいくと思うのですが、そうではない人たちもたくさんいると思いますので、その対策は必要だと思いますので、お願いしたいと思います。

それから先ほどお話ししたように、うちの大学でほぼモニターアンケートと同じアンケートをとってみて、若い人の意識を見まして、これからデータをまとめるのですが、やはりモニターになっている人とは関心度が違うという感覚を持っていますので、ぜひ比較して参考にいただければと思っています。

それから学校給食のお話が、先ほど西川委員から出ましたが、私はセンター化になって地産地消というのは非常に難しくなっているし、センターでやっていることが、給食として学校に運ばれたときに、せっかく地場産品を使っても、子供たちへちゃんと伝わらないと、何を使っても同じみたいになってしまうので、担当課の方で食育とセットじゃないとあまり意味がなさないところが、とても気になるのです。こういった所には、予算が付きにくいところではあると思うのですが、推進していくこ

とによって地場産品を、自分のまちで作られたものを給食でいただいているんだ、自分が生まれ育ったところで育った野菜を食べたり、身近で生産してくれている人がいるというような、食育とセットになることも、私は非常に重要になると思います。大規模だとなかなかやりにくいかもかもしれませんが、小さい市町村とかでしたらそういった取組はやりやすいと思いますので、できることから、やっていっていただければいいと、そんな感じがしていますので、よろしくお願いします。

〈 熊谷委員 〉

全体的に評価を見させていただきほとんどAが多くて、やっぱりこれだけ達成するまでには、皆様の御苦労があったのだなと思って。全部優秀だったのではないかと思います。皆さんこれだけ県の方も努力をしたり、生産者も一所懸命、食の安全安心については一所懸命になっている証拠なのだと思って見ていました。

〈 加藤委員 〉

私は施策ごとに意見出させていただきました。私が所属しています宮城県生協連の一番大きな会員生協でみやぎ生協がございいますが、みやぎ生協は宮城県内にお店を持っていますので、水産の日や地産地消、独自の「めぐみ野商品」というのを作って、生産者と交流を進めながらやっておりますが、先ほどお話があった環境保全型農業と、農協によってすごく力を入れているところもありますが、なかなかその生産者の思いと販売がイコールにならない。みやぎ生協も生産者の思いを理解して購入するが、そのみやぎ生協の中でもメンバーが減っているということがあります。一般の消費者は、どういう工程でこれが作られたのか、理解をされないまま価格で決めたりとか見た目で決めたりとか、そういうのが消費者の選択になると思います。県としての支援というのは、生産者ができない、消費者も迷った時に、行政がどういう支援ができるかということで、考えていただきたいと思います。

先ほどの放射性物質の公表の仕方もなんですが、皆に正しく理解してもらうのは非常に難しいと思うのですが、震災以降毎年放射性物質についてのセミナーや消費者庁からも来たり、リスコミをやっても断トツで人体への影響を不安がるということは、私はきちんと理解が浸透していないのではないかと思いますので、せっかく消費者モニターという良い制度があるので、このモニターだよりを有効活用していただければ徐々にこの風評被害というのも減っていくのかなと思っております。ホームページだけに情報の公表をするのではなくて、モニターだよりでもより丁寧にしていただければということです。以上です。

〈 田澤委員 〉

消費者の代表としてこの席につかせていただきまして、本当にありがとうございます。

いろいろな難しい問題も出てきたのですが、私が消費者として一番頼りになったのは、県のホームページとそれからモニターだより、それから様々なセミナーだったと思います。その中で、皆さんがすごく熱心に勉強していらっしゃる姿、モニターさん自身の姿を見てきました。今回は、会議の中で話題になりましたGAPとかHACCPとか、それからそのほかにもあるのですが、そのようなものが例えば生産者、事業者の方とかモニターさんの間だけで問題が議論されているわけではないということを、少し今回の意見の中に書きました。それはなぜかと言いますと、小さな勉強会をしております時に30代から40代のお母様方から、例えば学校の学年行事を何にしようかというよう

な御相談を受けるという機会が何度かありました。特に話題になるのが学校給食に行って一緒に食べてみたい、そして子どもたちと何かをする、学ぶにはどうしたらよいか、できれば、家庭でも考える練習になるようなことはないかというような話が出ます。その際に、働いている中で、初めて身につけた技術、それが衛生管理だとか国際標準についての教育を企業内で受けてためになっているということをよく耳にします。

これを違う場面から考えると企業の方たちの努力とか、県が行っているセミナーというものはある意味浸透してきているということではないかと感じます。それがただ食の安全安心というテーマでお話されると「ちょっと難しいねえ」になるのですが、いや仕事の中で「こういうのやってるよね」というようなことに結びつくと話として残るようです。

また、意見の中に書きましたが、チラシ配布やポスター掲示するということだけでは、その紙媒体もなかなか効果がないのではないだろうか、もっと効果的に使うこともできるのではないだろうか、ということで、実際に実験的にやってみました。例えば、HACCPのチラシは、大変よくできていまして、企業ではこんな風にやっています、家庭では何々を作るときにはこんなことに注意しましょうということが、細かな情報として書いてあります。それでチラシを使いまして、実際にこの料理を作るときに、自分だったらどのようなことをこの時点で考えますか、そういうような問題をやってみました。そうしましたら、高齢者の方なのですが、おいしいシュウマイを作るのだが作ったあとに必ずお腹が痛くなる、ということあったんです。変な例示かもしれないのですが、皆さんでいろいろ考えてみました。100回も挽肉をこねるということだったのですが、味見をする時に味付けをした生肉をちょっとだけさわって舐めるのだそうです。それが一番のコツだということをおっしゃったんです。それを聞いた時に、身に付いたことを立ち止まり、もう一度振り返るということとはとても大変なことだということを、その場の皆さんで感じた次第でした。それはダメだということも大切ですが、その方自体が気付くまでの経路というものを作るきっかけになるということが、県で出しているチラシ・ポスターによる啓発ではないかと思いました。

私の評価としてはほとんどAをつけてもいいかと思ったのですが、消費者というのは学ぶ機会を与えていただいて、そこでバランスの取れた批判力というのを養う、その場を与えていただくのは県からなので、ちょっと辛口になりましたが、ところどころBを入れさせていただきました。今後とも期待を寄せてります。よろしくおねがいたします。

〈 馬場委員 〉

今日初めて参加させていただきます。生産現場に近い立場として、感想として述べさせていただきますが、農家の方々がまじめに作物を作って決して偽装という言葉は一切ないと理解していますが、ちょっとのことがわからず、使ってはいけない農薬を散布したとかということで取扱できない、原料の返還といったことに日々悩む農家の方々もいらっしゃいますし、先ほど加藤委員も言われましたように農家を作っても市場規格・加工規格に、はまらないとおいしいもの作っても扱ってもらえないという流通の都合もあります。それから法人化になりまして、大規模になった方々にどういったメリットを教示できるかといったところで、全農が取り組んでいるのが自らGLOBALG. A. P. をまず取ってみましょうということで、今年の3月に認証をいただきました。実際取ってみるとそれは何の価値があるのかと、よくよくとすると市場価値も何のメリットもございません。当然GLOBALG. A. P. はヨーロッパで標準の生産工程でございますので、それは標準であるということで、当然GAPの番号は段ボールに印字はできても、消費者の皆さんの口に運ばれるときにはGAPとい

う表示は、法人の作物であるという表示はできないというルールになっています。何のメリットがあるのかというと、法人になればなるほど経営の部分で労働生産性なり、そういったガバナンスの部分が、非常に大きな課題で、農業の経営を引っ張っているというところで、HACCPなりGAPというのは、非常にいい取組でございます。あとはルールを付ける、これが一番のメリットであるよと推進できるな、ということで、今年度、拡大に取り組んでまいります。それが多分農家の方々が襟を正して自分らの生産性も上げて、安い物をより良い物を生産現場に出せば食の安全なりにつながると思いますので、我々は意見を申すというよりも行政の方々と一緒に邁進していきたいと思っております。以上でございます。

〈 佐々木仁委員 〉

今回から初めて参加させていただきます、仙台食肉市場の佐々木でございます。よろしくお願いいたします。

まず今日いろいろ御説明していただいた中で、食の安全安心を確保するためのいろいろな取組、非常に高い達成度もあるということで、改めて皆様方の取組の成果の表れということで認識してございます。安全安心では農水産物の生産環境づくりという部分では、県内で一昨年3月に発生しました鳥インフルエンザの発生経験を踏まえた中で、対応も統一的な構築という部分は非常に評価できる内容ではなかったかという印象を持っております。ただし、今日の農業新聞のトップもかざっておりますとおり、豚コレラの問題、あとは海外での口蹄疫の問題等で、海外におきましても伝染病の発生は続いていると。そういった中で海外からの家畜伝染病をいかに止めるかという部分も、本県においての安全安心な農畜産物の生産という部分が、非常に大きな意義があるのかなと。ましてや人が交流しやすい環境下にあるわけですので、併せてそういう対策も必要ではないかという認識を持っております。

またHACCPの関係につきましては、6月の衆議院の本会議の中で可決成立したということもございまして、20年の6月に施行、1年間の経過措置を経て21年には義務化がスタートするわけでございますけれども、当社におきましても、自ら衛生管理を徹底するということが充分配慮した中でコーデックスの12手順7原則の部分で各部門ごとに、現在市の衛生研究所ならびに市の指導をいただきながら、手順書の構築に入っているもので、目標といたしましては、今年度中に導入宣言ができるような形で進めるという、社を挙げての確認をしながら、現在進めているという状況でございます。なお、加工部門につきましては、すでに当社は仙台HACCPのLEVEL3までとっておりますので、LEVEL5、今仙台HACCPですと(株)阿部蒲鉾店さん1か所しかとってないというのが現状でございますので、いち早くLEVEL5までの対応ができるように指導いただきながら進めていくという状況でございます。

なお、食の安全安心確保の部分で一番消費者の声が反映できるモニターのアンケートの回収結果が約半分ということで、非常にびっくりしている状態なのですが、なぜ回収ができなかったかという部分も深く掘り下げた中で、回収率を向上していきますという論法になるかと思っておりますので、もう一度回収できない要因をきちっと分析をしていただいた中で、今後のアンケートの向上率に努めていただければ、なおいっそう食品の安全安心という部分の参考になるという印象を持って本日いろいろ御意見をお聞かせいただいた次第でございます。ありがとうございます。

〈 氏家委員 〉

生産者代表の氏家です。私は法人化もしていない小さな農家なので、HACCPやGAPの導入等は本当に何のメリットがあるのかというところは、すごく考えさせられるところがあります。私が納めているところは直売所なのですが、直売所の平均年齢は60代を超えています。そんな人たちに対して横文字が並んだものを勧めていけるのかというと、中山間地で農業をやっていると、こういう要望が出てきても、ちょっと難しいのかなとすごく思われるところもあります。JAの方で部会ごとに取りかという記事も読んだことがあります。中山間のおじいさんおばあさんが主となっている現場では、まじめにやっていて、それこそ自分たちの農薬代等もかかるのでそんなに使ってもいない。安全安心を目指してやってもこういうのに目を向けることは少し難しいところもあるのかなと。中山間の農業対策、安全安心に関わってくるかはわかりませんが、中山間で頑張っている、農家の安全安心を目指して頑張っている農家さんに対しては、また違う方向での見方もあるというのは感じます。

また、モニターアンケートなのですが、私も実はモニターでして、いつこれを知ったかという、10年くらいですかね、若い頃にまるごとフェスティバルに来たときに、下の階でやっていて、なんかもらえたんです。「もらえるからならない？」と言われてなったのですが、私まだ一応30代なのですが、実は返事を出していません。すいません。なぜ出していないかという忙しさにかまけて・・・すいません。こんな感じで返事を出さない人もいるということで、本当にこの会に来ていて毎回申し訳ないなと思いつながらアンケートを見ていたのですが、本当に興味があるなしに関わらず、出さなってしまうという人もいるのだろうか、自分を介して思います。

それと本当に小さな農業、小さな農家、中山間の方でできるということは、先ほど給食センターの問題ありましたけれども、私がいる岩出山の給食センターの方では直売所をとおして納めさせていただいて、さらに農家さんと呼んで食事を、この農家さんが作ったんだよと何人か呼んでもらう機会もあって、やはりそれは小さな行政だからできるんだろうと思うのですが、そうやっているところも多分岩出山以外にもあるだろうと思うので、小学生たちも、「この人が作ったんだ」とか、知り合いのお母さんたちの娘さんとかもいるので、そこで「今日直子ちゃん来てたよって言ってたよ」と言われるような関係があるというのが、とても農家としてやりがいがあるところと、顔が見えるというのはすごくいいことだなと。

そして先ほど水産業の方の放射能の心配という話がありましたが、その点において本当に農業は恵まれていて、直売所という、県内飽和状態になるのではないかとはいくらある直売所の中で、納めに行けば消費者の方に会うし、直接、山菜の時期になるとこれは放射能計りましたというものも現場で見ることができるといえるのは、本当に農産物に関しては良いことだなと。どうしても私達は、水産の人たちと出くわす機会がないので、どんなに頑張って説明したくても私達は切り身になった魚を買うことが多くて、現場の人が伝えたいことはなかなか伝えられないと。スーパーさんに説明してもらいたいと言っても、難しいところもあるので、私も水産物を買うところに対しては消費者なので、難しいですねと話を聞いていて思いました。以上です。本当にまとめていただいて大変ありがとうございました。

〈 高橋委員 〉

今年で2回目の評価をさせていただきまして、おおむね私が評価したのと大体同じかなというように思っております。皆さんの努力によって、この評価をいただいたということで、これは皆さんの

努力に値するのではないかと思っているところがございます。一つ気になったのが、みやぎの食材王国のみやぎの地産地消推進店というところ、目標400店に対して426店ということで、記載があったのですが、昨年も426なのですね。ということは今年1年で増えたのもあるし、減ったのもあり、さし引きで426かというところがあったのですが、もう少し地産地消という観点からいって、みやぎの食材を消費してもらう所、取扱店を増やしてもらうという努力も必要なかというところで、もう少しPRも必要と感じたところがございます。とりあえず皆様の努力に感謝申し上げたいと思います。以上でございます。

〈 小金澤会長 〉

はい、どうもありがとうございました。皆さんから貴重な御意見いただきましたので、それをまた参考にしていきたいと思いますが、最終的にこの評価のところ、先ほど言いましたABについては、Aという方向でいくということで説明をいたしました。

内容的には特に修正するかしないかっていう問題があるのですが、今までの皆さんの御意見を聞く限りにおいては特に修正する、若干、てにをはのレベルで問題があれば、それは事務局で訂正してもらいますけども、代表的なところで評価というところは確認したいと思いますが、いかがでしょうか、よろしいですか。

はい、では修正しないでこのままという形でいきたいと思います。どうもありがとうございました。

では、次に報告事項のイ、平成30年度「みやぎ食の安全安心県民総参加運動」事業の進捗状況について、資料5について説明を事務局お願いします。

〈 食と暮らしの安全推進課 平塚総括 〉

報告事項のイ「みやぎ食の安全安心県民総参加運動」の進捗状況を御説明いたします。「資料5」を御覧ください。

まず、「食品表示ウォッチャー」につきましては、5月17日に委嘱状を交付し、6月から12月までの期間で、店舗に出向いたモニタリングを開始しております。6月には、延べ196店舗でモニタリングを実施し、疑義情報10件のうち、調査が必要と認められる案件について、県が調査、あるいは調査権限のある行政機関に情報回付をしております。調査の結果、原産地表示が欠落していた3件について、指導、あるいは措置権限のある行政機関に情報回付をしております。今後も、疑義情報の内容に応じて、国・市町村と連携・分担しながら、必要な調査指導を行ってまいります。

次に、「モニター研修会」につきましては、7月17日に「身の回りに潜む食中毒」をテーマに開催しました。環境生活部 食と暮らしの安全推進課の職員2人が講師となり、68人の参加をいただきました。

次に、「モニターだより」につきましては、4月23日に第19号を発行し、次号は9月に発行を予定しております。

次に、「食の安全安心基礎講座」につきましては、「食品衛生の監視指導業務と食中毒予防啓発・苦情相談業務」について、モニターだより第19号に掲載しております。

次に、「生産者との交流会」及び「食品工場見学会」につきましては、11月に3回、それぞれ参加者40人弱で開催する予定でございます。

次に、「モニター制度の広報」につきましては、子育て情報誌「はびるぷ みやぎ」、 「県民ロビーコンサート」でモニターの募集を行ったところでありまして、今後も各種広報媒体や催事等で広

報を行ってまいります。

次に、「モニター登録」の状況としましては、今年度に入り、17人の新規登録、12人の取消しがあり、登録者数は1,009人となっております。

次に、「アンケート調査」につきましては、6月27日にモニター宛て依頼し、回答期限の7月25日までに420人の皆様から回答をいただいております。回収率は41.7%となっております。昨年度の状況を見ますと、回答期限を過ぎてからも、75人の方から回答をいただいておりますので、今年度も、さらに回答は増えるものと思っておりますが、必要に応じて回答の呼びかけも考えてまいります。

ページをめくっていただきまして、裏面を御覧ください。「講習会」につきましては、「食の安全安心セミナー」を3回開催する予定としております。テーマなどにつきましては、今後決定してまいります。「地方懇談会」につきましては、各地方振興事務所におきまして、親子を対象とした農業体験交流、農業と食育の体験、地域食材の収穫・加工体験など、12回の開催を計画しております。

次に、「取組宣言事業の広報」につきましては、「県民ロビーコンサート」で周知を図ったところでありまして、今後も各種広報媒体や催事等で実施してまいります。

次に、「みやぎまるごとフェスティバル」につきましては、県庁舎内では県ブースの設置、県庁敷地内では取組宣言者の出展を予定しております。

最後に、「取組宣言者の登録」の状況につきましては、今年度に入り、新規登録が4者、閉店に伴う取消しが1者ありましたので、登録者数は3,006者となっております。以上で、御説明を終わります。

〈 小金澤会長 〉

はい、どうもありがとうございました。今話題になりましたアンケートの回収率が、あまり高くないようでございますので、その辺の原因分析なかなか難しいんで意識関係も含めてあるようですが。今までの部分のところ何か御質問御意見ありますでしょうか。

〈 加藤委員 〉

先ほどの資料の4の中にも、私の意見として出させていただいたのですが、モニター登録をするときに、メールでの登録方法を選ぶということではできないのでしょうか、宮城県は。今はスマホもすごい率でお持ちなので、スマホでは、文書はいろいろ添付できても書き込んだりはできないのですが、メールで登録して紙ではやらなくていいといった選択制をとるということではできないのでしょうか。できればやっていただけると、若い方は紙でいちいち何枚も何枚もめくるより、ホームページ上でチェックをしていった方が早くて、送るのも土日でも全然関係なく送信とすれば送れるから、忙しい中でもできる人が増えるのではないかと考えているのですが、どうでしょうか。

〈 食と暮らしの安全推進課 平塚総括 〉

現在も、郵送または FAX、電子メールでも受付しております。ただ、今言われたような簡単にポチポチとやれるというタイプではなく、文書をメールで送っていただく、必要な情報を送っていただくというやり方で、メールでも受付はしております。

〈 加藤委員 〉

私が言っているのは、モニター登録するとき、もう私は紙で要らないから直接ネットの選択制。今、何々登録しますというとき、メールでここだけお願いしますという登録、そういうのが結構あると思うのですが。いちいち入手しないとダメですよ、県から。私もモニターで、紙はめんどくさいなと思ったのですが。メールで、紙をあれだけもらってもと思いながら紙で出しましたが、あれがメールで届けばやりやすいかなと思ったものですから、登録自体をメールアドレスでということはどうでしょうかということなのです。アンケートだけではなく、トータルでは無理なのではないかという質問です。

〈 食と暮らしの安全推進課 平塚総括 〉

恐らく全ての方が、メールを受け取れる環境にあるともいえないと思うのです。

〈 加藤委員 〉

ですから選択制。

〈 小金澤会長 〉

だから選択制にしてほしいってことを言っているわけで、メールに統一しろということを行っているわけではないんですよ。

〈 加藤委員 〉

そうです、そうです。

〈 小金澤会長 〉

そういう可能性として、今言ったアンケートなどは、メールでできるでしょうけど、その辺の改良を考えてくださいという、そういう意味です。

〈 食と暮らしの安全推進課 渡邊課長 〉

今のところは、紙ベースでずっとやってきたところでございます。他の県のこういった取組は結構やっている所があると思うのですが、そこだとメールを使っている事例もあるようでございますので、そういったところを参考にしながら、これから考えさせていただきたいと思います。

〈 加藤委員 〉

よろしく申し上げます。

〈 小金澤会長 〉

はい、どうもありがとうございました。その他ありませんでしょうか。なければ次にいきたいと思いますがよろしいでしょうか。

次は、ロで食品に係る放射性物質検査結果について事務局から資料6について御報告申し上げます。

〈 食と暮らしの安全推進課 平塚技術補佐 〉

それでは、平成30年4月～6月までの3か月の間に実施いたしました食品に係る放射性物質検査の結果について、簡単に御報告いたします。「資料6」で、ございます。平成26年3月に策定しました東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画(第2期)に基づき、県が実施する放射線・放射能の測定を体系的に実施するために「宮城県放射線・放射能測定実施計画」を定めております。これにより県の関係部局において、出荷前の農産物、林産物、水産物、畜産物や野生鳥獣、出荷後の流通食品、その他の学校給食等において、各々検査を実施しております。県といたしましては、今年度も引き続き、検査を実施しております。

6月末日までの検査結果について、御報告いたします。出荷前検査についてですが、野菜類、果実類、穀類の農産物は417点、牛肉は6,362点、豚・めん山羊などは30点、海産魚種、内水面魚類などの水産物は573点、きのこ・山菜類などの林産物は712点、イノシシ、ツキノワグマ、ニホンジカなどの野生鳥獣肉は74点、合計8,183点の検査を実施いたしました。うち、基準値を超過した品目は林産物でコシアブラ、タケノコ、タラノメ、ワラビといった、いずれも野生のもの34点、野生鳥獣肉でイノシシ肉からの5点でございます。基準値を超過した林産物については、コシアブラで9点、タケノコで16点、タラノメで3点、ワラビ6点であり、いずれも国から出荷制限指示が出されております。このうち、大崎市と加美町の野生ワラビにつきましては、第1回の推進会議でも御説明いたしましたとおり、平成30年5月28日付けで新たに出荷制限指示が出されたものでございます。また、基準値を超過した野生鳥獣肉については、5点すべてがイノシシ肉であり、同様に、県内全域を対象に既に国から出荷制限指示が出されており、現在も継続しております。

次に、出荷後の検査ですが、飲料水や一般食品等の流通食品は66点、検査を実施いたしましたが、基準値を超過したものはございませんでした。次に、その他の検査の学校給食で使用する食材ですが、99点、検査を実施いたしましたが、基準値を超過したものはございませんでした。

続いて、住民持ち込み測定についてですが、これは、県内の全市町村で自家栽培や自ら採取した食材などを住民が持ち込み、測定をしているものですが、測定点数は424点で、うち14点が基準値超過となっております。基準値を超過した品目は、コシアブラ、イノシシ肉、タラノメ、たけのこ、ワラビとなっております。なお、本日、御報告いたしました検査結果は、4月から6月末までの3か月間の検査結果をとりまとめたものですので、7月の結果はまだ反映されておられません。なお、今年度6月末までに、新たに国から出荷制限指示や県が出荷自粛を要請した品目としましては、前述しましたとおり、大崎市及び加美町における野生わらびとなっております。これは、加美町で採取された野生わらびから、基準値を超過する放射性セシウムが検出されたことによるものです。また、今年度6月末までに、出荷制限指示の解除を受けた品目はございません。検査結果などは、「放射能情報サイトみやぎ」で、品目別に公表しております。詳しくは、資料に記載のホームページを参考にしてくださいませよう願いたします。以上です。

〈 小金澤会長 〉

はい、どうもありがとうございました。この点について何か御意見・御質問ありましたでしょうか。よろしいですか。

〈 加藤委員 〉

この放射性物質検査結果数値について直接ではないのですが、国からの交付金ということで、

地方消費者行政強化に係る交付金が、聞くところによると今年度から7割に削減されたということを知ったのです。それで宮城県は、確か、交付金を全てこの放射性物質の検査機器に、投入しているという理解を私はしていたので、正しいかどうかまず聞きたいのと、もしその検査機器や検査体制にその交付金を使っているのであれば、今年度から削減したことによってこの検査体制に制限が、何かしら影響が出てくることあるのか、お教えいただきたいと思ったのですが、よろしいでしょうか。

〈 環境生活部 後藤部長 〉

交付金について全てが検査のための機器導入に投入されているわけではなく、沿岸部の方々の一般的な消費生活に関する法律相談等、そういったものの相談費用として、弁護士の方たちに払う費用にも充当されているところまでございまして、一部、市町村が行う消費者の方が任意に持ち込む食材等に関する検査機器の導入費用に充てられます。基本的には今、おっしゃったように削減される傾向もあり、他の名目の交付金に変わる動きをしているんですが、我々としては少なくとも、現在市町村で行っている持ち込み検査の費用については継続して確保していただくように、国に対しても要請をしていくというスタンスを持っております。以上です。

〈 小金澤会長 〉

はい、どうもありがとうございました。この点について何か御意見・御質問ありましたでしょうか。よろしいですか。

よろしいですか。そのほかありますでしょうか。なければ次にいきます。今度は、その他、(3)のその他として、事務局から第9期公募委員の選定結果について情報提供をお願いいたします。

〈 食と暮らしの安全推進課 渡邊課長 〉

私の方からは、第9期公募委員の選定結果について報告をさせていただきます。みやぎ食の安全安心推進会議公募委員の公募と選定を行ったということでございまして、御説明いたします。

第8期委員の任期は、平成30年8月31日までとなっております。第9期の委員を選定するにあたりまして、公募委員については第8期の会長・副会長、食と暮らしの安全推進課の私と技術補佐の5名からなる選考委員会を立ち上げまして、選定を行いました。委員の公募については、平成30年5月1日から5月30日までの約1か月間行っております。公募の方法といたしましては、「県政だより」や「県ホームページ」、関係団体の広報誌等へ掲載したほか、チラシを配布するなど、周知に努めたというところがございます。結果、17名の方から応募がございましたので、一次選考で8名選定をいたしました。その後、7月10日(火)に二次選考として、グループ討議と個人面接を行いまして、公募委員2名を選ばせていただき、お願いすることにした、というところがございます。任期は、平成30年9月1日から平成32年8月31日までとなっております。次回の会議から審議に加わっていただくこととなります。簡単ではございますが、以上で説明を終わります。

〈 小金澤会長 〉

はい、ありがとうございました。今の説明に対して、御質問はありませんね。はい、そういう報告なので、確認をさせていただいて、任期はさっき言われたとおりです。この会議、変則の開催となり、続いては2月となりますのでよろしくお願いいたします。これで、本日の議事一切を終了しましたので、

いったん私の議長としての職を解いて、事務局にお返しいたします。

〈 食と暮らしの安全推進課 高橋班長 〉

ありがとうございました。ここで、部長の後藤より、今期委員の皆様に対しまして御礼の言葉を申し上げます。

〈 環境生活部 後藤部長 〉

(後藤部長から、委員に対してお礼の挨拶を述べる。)

〈 食と暮らしの安全推進課 高橋班長 〉

誠にありがとうございました。それではここで、小金澤会長から一言御挨拶をいただきたいと思っております。お願いいたします。

〈 小金澤会長 〉

(小金澤会長が、挨拶を述べる。)

〈 食と暮らしの安全推進課 高橋班長 〉

ありがとうございました。最後になりますが、第8期の委員の皆さままで会議をしていただくのは、今回が最後となりますので、今期を振り返りまして、皆さまから一言ずつお話をいただいて終了にしたいと思います。

〈 各委員 〉

(各委員が一言ずつ述べる。)

〈 食と暮らしの安全推進課 高橋班長 〉

皆様誠にありがとうございました。以上をもちまして、第2回みやぎ食の安全安心推進会議を終了いたします。